

ITER NBI 高電圧電源機器の設計改良と規格適合の  
検討作業

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
ITER プロジェクト部 NB 加熱開発グループ

## 目次

1.	一般仕様	1
1.1.	件名	1
1.2.	目的	1
1.3.	作業実施場所	1
1.4.	納期	1
1.5.	作業内容	1
1.6.	品質管理	1
1.7.	貸与品	1
1.8.	提出図書	2
1.9.	検査条件	2
1.10.	知的財産権、技術情報、成果公開の取扱い	2
1.11.	グリーン購入法の推進	3
1.12.	契約不適合責任	3
1.13.	協議	3
2.	技術仕様	4
2.1.	一般事項	4
2.2.	ITER NBI 高電圧電源機器の概要	4
2.3.	作業内容	4
	図 1 ITER NBI の鳥瞰図	6
	図 2 ITER NBI のシステム構成	7
	図 3 圧力容器概要	8
	図 4 伝送ライン内、中間電位導体接続部改造案	9

別紙 知的財産権特約条項

## 1. 一般仕様

### 1.1. 件名

ITER NBI 高電圧電源機器の設計改良と規格適合の検討作業

### 1.2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)は、ITER 計画における日本国内機関として、中性粒子入射装置(以下「NBI」という。)用高電圧電源の調達を担当する。ITER NBI では、過去に類を見ないエネルギー1MeV、電流 40A の重水素負イオンビームを加速するため、出力電圧直流 1MV、電流 66A の直流高電圧電源システムが求められており、イタリアに建設した ITER NB 実機試験施設(NBTF)での実証を経て、実機製作を進める計画である。

ITER では本電源システムを 2 基設置し、高電圧電源 1 号機と高電圧電源 2 号機の 2 系統から成る。それぞれの系統の構成は同一で直流発生器、直流フィルター、伝送ライン、高電位デッキ、高電圧ブッシング、1MV 絶縁変圧器及び試験用電源で構成される。

本件では、ITER NBI 高電圧電源機器のうち、圧力容器に適用される規格と現行設計案との適合を確認するとともに、NBTF からの設計改良案の妥当性の確認を行うものであり、円滑な ITER NBI 高電圧電源機器の調達に資するものである。

### 1.3. 作業実施場所

受注者事業所内及び

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 NB 加熱開発グループ内(茨城県那珂市向山 801-1)

### 1.4. 納期

令和 8 年 3 月 19 日

### 1.5. 作業内容

本件は、下記に示す ITER NBI 高電圧電源機器に関する検討を行うものである。詳細は 2 項の技術仕様によるものとする。

- ITER NBI 高電圧電源機器の圧力容器に適用される規格と現行設計案との適合確認
- ITER NBI 高電圧電源機器の設計改良案の妥当性確認
- 提出図書の作成

### 1.6. 品質管理

受注者は、以下の項目のうち、本件の履行に係る項目について十分な品質管理を行うこと。

- (1) 業務実施計画
- (2) 契約内容の確認(変更管理を含む。)
- (3) 設計管理
  - ・設計レビュー
  - ・設計変更管理
- (4) コンピュータプログラム及びデータの管理
- (5) 不適合の管理
- (6) 作業従事者の力量
- (7) 文書及び記録管理

### 1.7. 貸与品

貸与品(すべて無償)

受注者の求めに応じて下記を貸与する。貸与方法など詳細は QST との協議により決定する。

- (1) NBTF に関する技術資料、図面、試験データ:1 式
- (2) ITER NBI の設計に関する技術資料:1 式

- (3) 規格図書:1 式
- (4) 計算機: Windows PC(1 式)
- (5) ソフトウェア:Microsoft office、Adobe Acrobat、AutoCAD 他、本作業に必要なソフトウェア(1 式)

上記の貸与品のうち(4)及び(5)は、1.3 項に示す作業実施場所のうち那珂フュージョン科学技術研究所においてのみ使用し、契約終了後は返却すること。また、作業実施場所ではインターネット及び電子メールは使用できるが、本作業に関連する調査、連絡等に限るものとする。QST のネットワーク利用時には、関連規程を厳守して、情報の流失等の防止に努めること。計算機及びソフトウェアの使用に当たっても同様とする。

### 1.8. 提出図書

下表に定める図書を提出すること。なお、電子ファイルの形式は Microsoft office、PDF とする。作成した CAD データ等がある場合は DWG 互換形式として併せて提出すること。電子メールによる提出で可とする。

提出図書	提出期限	部数	確認
作業報告書	作業終了後速やかに	印刷物 1 部及び電子ファイル 1 式	不要
再委託承諾願*	作業開始 2 週間前	1 式	要

\*下請負等がある場合に提出すること。QST 指定様式を用いること。

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 実験準備棟 NB 加熱開発グループ  
進捗報告書及び作業報告書は QST の確認を要しないが、QST が内容の修正を指示した場合は迅速に対応すること。

(確認方法)

「再委託承諾願」は、QST の確認後、書面にて回答するものとする。

### 1.9. 検査条件

1.4 項に定める納期までに 1.8 項に定める提出図書が納入されていること及び仕様書に定める作業が完了したこと並びに 1.7 項に定める貸与品の返却を QST が認めたときをもって検査合格とする。

### 1.10. 知的財産権、技術情報、成果公開の取扱い

本契約に関して発生する知的財産権、技術情報及び成果の取扱いは、次によるものとする。

#### (1) 知的財産権

本契約に関して発生する産業財産権の取扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

#### (2) 技術情報の開示制限

受注者は、本契約を実施することにより得た技術情報を第三者に対して開示しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならないものとする。QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要がある場合は、QST と受注者間で協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供するものとする。

#### (3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提示しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならないものとする。

#### 1.11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書のうち印刷物については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものとする。

#### 1.12. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

#### 1.13. 協議

本仕様に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

## 2. 技術仕様

### 2.1. 一般事項

- 本件は、フランス/サン・ポール・レ・デュランスに建設される ITER NBI の高電圧電源機器調達に向け、確実な性能発揮、品質向上を図り、ITER プロジェクトにおける日本の責務を確実に果たすことを目的として実施するものである。
- 検討内容の前提条件や境界条件等は、QST 担当者と協議の上明確にして作業を実施すること。QST 担当者と協議内容は当該月の進捗報告書に記載すること。

### 2.2. ITER NBI 高電圧電源機器の概要

ITER NBI 高電圧電源は日本、欧州が調達した機器を組合わせて運転する(図 1 及び図 2 参照)。このうち、日本調達機器を下記に示す。なお、カッコ内の台数は NBI 1 基あたりの台数であり、ITER では NBI が 2 基設置される。NBTF ではほぼ同仕様の NBI が 1 基設置されている。本件実施に当たって、必要に応じて NBTF 用機器の設計、これまでの試験データ等を参照して検討を実施すること。

- 直流発生器(DCG) (5 台)
- 直流フィルターDCF(1 台)
- 伝送ライン TL(伝送ライン)1~3(1 台)
- 1 MV 絶縁変圧器(1 台)
- 高電位デッキ 2(HVD2) (1 台)
- 試験用電源(TPS) (1 台)
- 模擬負荷抵抗器(DL) (1 台)
- 短絡ギャップ(SCD) (1 台)
- HV ブッシング(1 台)
- 空気循環器(1 台)

### 2.3. 作業内容

#### (1) ITER NBI 高電圧電源機器の圧力容器に適用される規格と現行設計案との適合確認

ITER NBI 高電圧電源では最大 1MV の高電圧絶縁のため、DCG 整流器、DCF、伝送ライン内部に SF<sub>6</sub> ガスを定格 0.6 MPaA で充てんする。このため、これらの機器の容器(図 3)は、は、圧力容器に該当する。

下記に対象機器の概要を示す。

#### ① DCG

DCG は、昇圧変圧器とその交流出力を整流して直流高電圧を発生させるダイオード整流器から構成され、NBI 1 基あたり計 5 台で構成されている。整流器は架台で支持され昇圧変圧器上部に設置されている。DCG は、各段で直流 200 kV を発生し、接地電位側から出力を 5 段直列に接続して、最終段で 1 MV の出力を得る。なお、接地電位(0 V)側から DCG5、DCG4、DCG3、DCG2、DCG1 と称する。DCG の変圧器部は油絶縁で、ダイオード整流回路部は SF<sub>6</sub> ガスで電気絶縁するため圧力容器内に設置される。

#### ② DCF

DCF は 0.2~1MV の 5 つの高電圧出力から脈動を除去するフィルターであり、1 つの圧力容器に各電位用の電圧・電流出力の計測系、非線形抵抗を用いた過電圧防止回路、抵抗とコンデンサからなるリップル平滑化回路が絶縁距離を確保して配置されており、5 気圧(ゲージ圧)の SF<sub>6</sub> ガスを充填して使用する。

#### ③ TL1~3

直径が約 2 m の圧力容器がおよそ 20 台連結され、内部には最大 1MV の高電圧導体及び負イオン生成用電力導体を配置した高電圧伝送管であり、全長は約 100 m に達する。1 MV を絶縁するため内部には SF<sub>6</sub> ガスが 0.6 MPaA 充填される。直流フィルターからの出力を伝送する上流部が TL1 であり、高電位デッキ 1 (HVD1) 内に据え付ける負イオン生成用電源 (欧州調達) からの導体と合流する。合流地点より下流部が TL2 であり、高電圧ホールと呼ばれる建屋 37 から一旦屋外に出る。TL2 は屋外で鉛直方向に立ち上がり、屋外架台に支持され、トカマク建屋 (建屋 11) の壁を貫通し、建屋内に末端部が設置される。TL3 は建屋 11 内において、高電位デッキ 2 (HVD2) から導入された冷却水、ガス配管と合流し、高電位ブッシングを通してイオン源に接続される。

受注者は、当該圧力容器の設計図書を確認し、その内容が、適用規格である「ASME Sec. VIII Div. 2」に適合しているか、記載事項に不足がないかを検討すること。

(2) ITER NBI 高電圧電源機器の設計改良案の妥当性確認

- ITER NBI 高電圧電源機器の、設計図書を確認し、NBTF から設計を変更する箇所について、改良目的に対して製作性、作業性の観点から改良案が合理的であるか検討すること。図 4 に例として、伝送ラインの設計改良案のうち、圧力容器内部の中間電位導体接続部の改良案を示す。
- 設計改良案を精査して妥当性を確認し、見直すべき点がある場合は改善案を提案して、報告書にまとめること。

(3) 提出図書の作成

納期までにすべての作業内容をまとめた作業報告書を提出すること。

以上

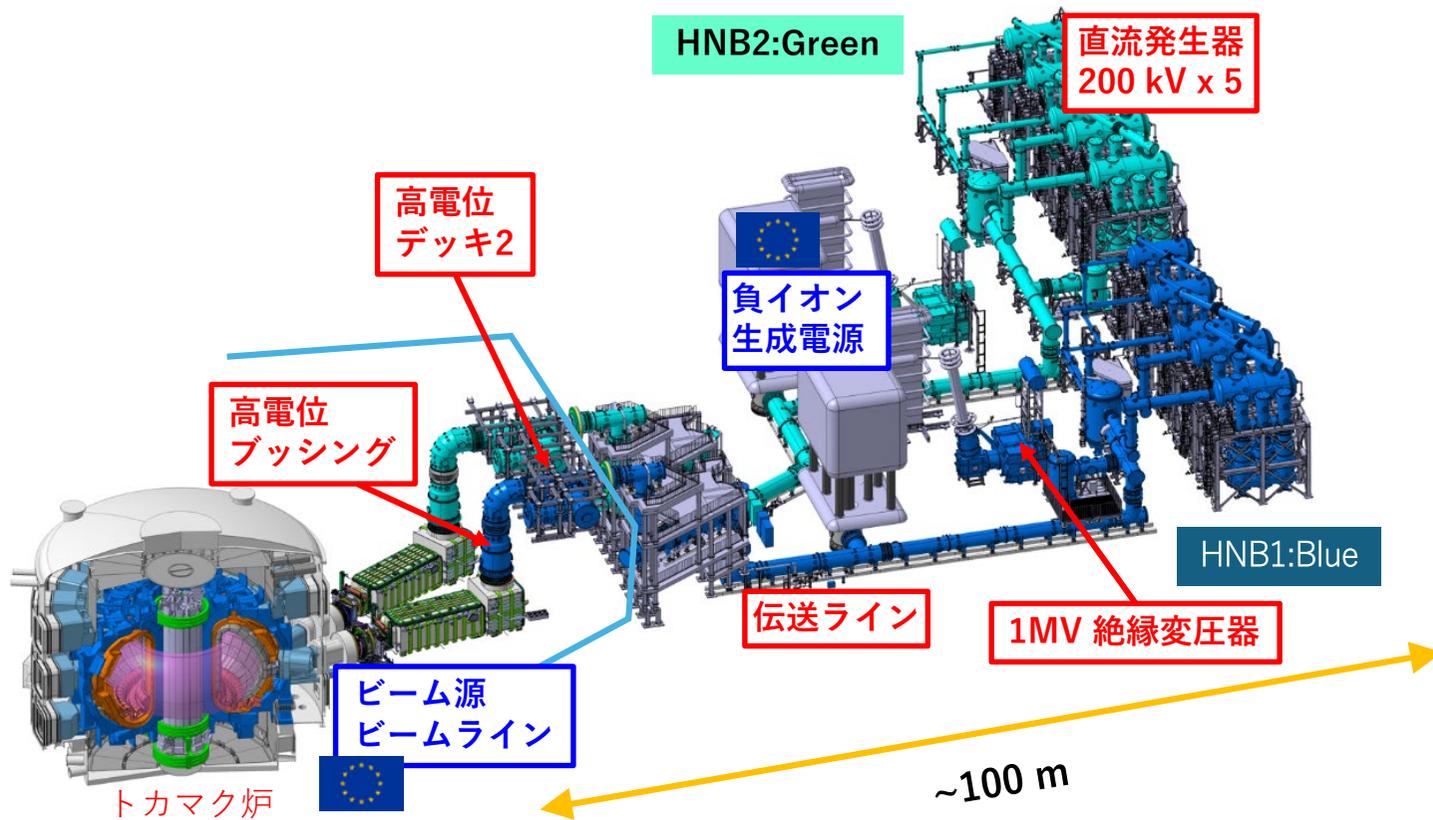


図 1 ITER NBI の鳥瞰図

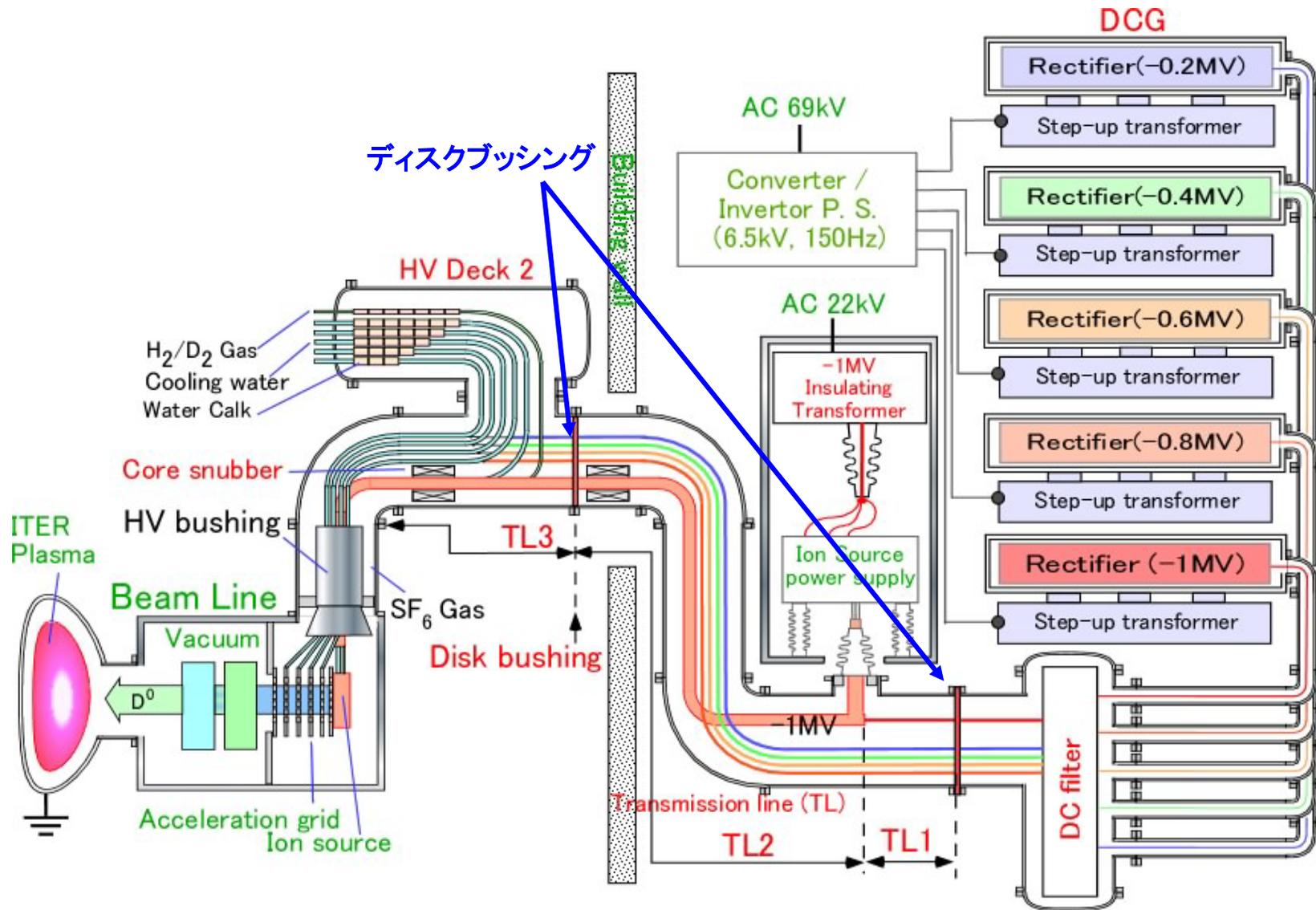


図 2 ITER NBI のシステム構成

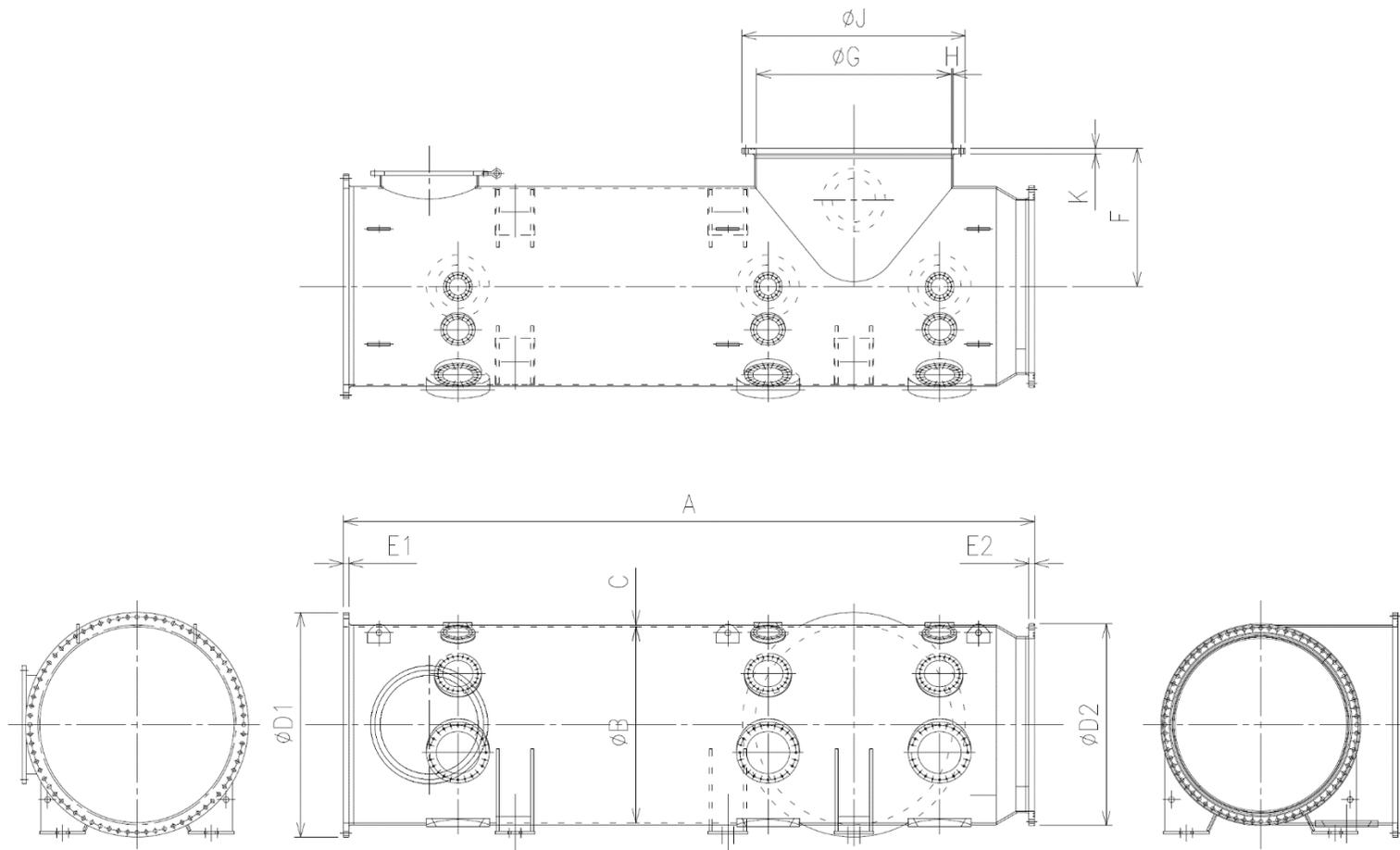


图 3 压力容器概要

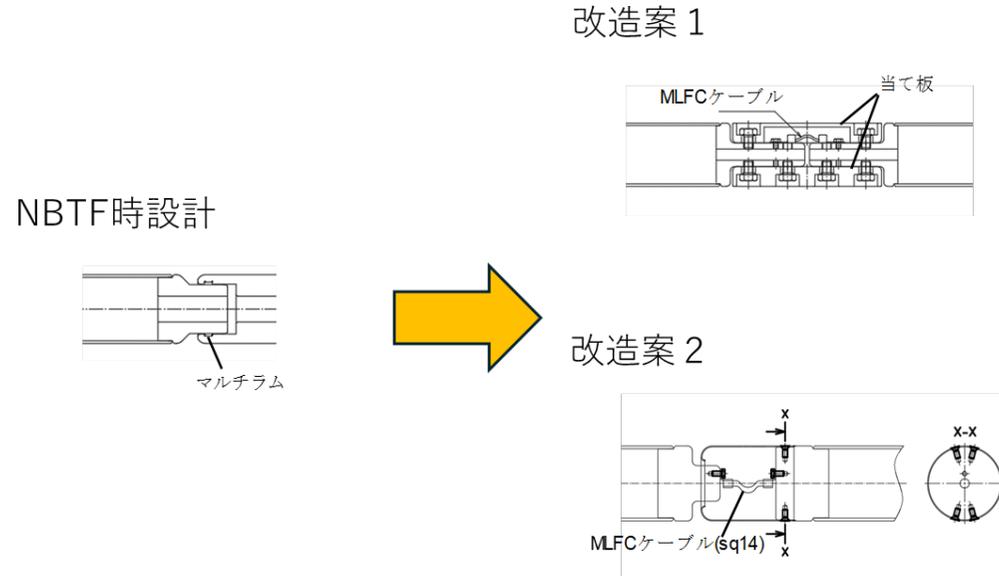


図 4 伝送ライン内、中間電位導体接続部改造案

## 知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利(以下総称して「産業財産権等」という。)
  - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。)及び外国における著作権に相当する権利(以下総称して「著作権」という。)
  - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
  - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
  - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する

場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

- 2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
  - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
  - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
  - 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

- 第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。
- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
  - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

- 第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

ない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社を変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日

まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上